

虹ねっと連絡会 認知症支援部会規約

(目的)

第1条 認知症支援部会（以下「部会」という。）は、医療従事者と介護従事者の連携強化を多職種協働で進行するため設置されている「虹ねっと連絡会」において、特に認知症支援について中・長期的な視点から、支援体制の構築や支援方策の充実に向けて、医療・介護分野が連携し、継続的・包括的に取り組むことを目的とする。

(構成組織・団体、部会員)

第2条 部会の構成組織・団体は別表1のとおりとし、部会員は同表に掲げる各団体より選出する。

2 部会は、その下に実務担当者会議を置くこととし、その担当者は別表2に掲げる各団体に属する部会員及び事務局とする。

(部会員の任期)

第3条 部会員の任期は4月1日から3年間とする。

2 任期の満了前に退任した部会員の代わりとして選出された部会員の任期は、前任者の任期の残任期間と同一とする。

(部会長)

第4条 部会に部会長を置く。

2 部会長は、認知症地域支援・ケア向上事業における認知症地域支援推進員間の連携を推進するために市が指定した、取りまとめ役の地域包括支援センターの圏域を担当する嘱託医をもって充てる。

3 部会長は、部会を招集し議事の進行を行なう。

(事務局)

第5条 部会の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局は取りまとめ役の地域包括支援センターが行なう。

(所掌事務)

第6条 部会は目的を達成するため、次の事務を行う。

認知症支援に関する活動や事業の情報共有及び効果的な実施等に向けた連携や協力
現状や課題を踏まえ、認知症支援の充実に向けた必要な取組の企画・立案及びその推進
その他、目的の達成のため必要な事項

(守秘義務)

第7条 部会員は職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。また、その職を退いた後においても同様とする。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項については、部会長と事務局の協議をもって定める。

2 この規定の変更は部会の承認を必要とする。

附則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 部会の構成組織・団体

関係機関		備考
(一社)豊中市医師会		
(一社)豊中市歯科医師会		
(一社)豊中市薬剤師会		
認知症地域支援・ケア向上事業 嘱託医		部会長
認知症サポート医		
(社医) 北斗会 さわ病院 認知症疾患医療センター		
認知症初期集中支援チーム		
豊中市民生・児童委員協議会連合会		
(社福) 豊中市社会福祉協議会 校区福祉委員会		
豊中市老人介護者(家族)の会		
豊中市介護保険事業者連絡会		
豊中市訪問看護ステーション連絡会		
認知症地域支援推進員		
市立豊中病院		
豊中市	長寿安心課	
	障害福祉課	
	保健予防課	
取りまとめ役の地域包括支援センター		事務局

※ その他、部会長が必要と認める者

別表 2 実務担当者会議の担当者

関係機関	備考
(社医) 北斗会 さわ病院 認知症疾患医療センター	
認知症初期集中支援チーム	
豊中市 長寿安心課	
認知症地域支援推進員	

※ その他、部会長が必要と認める者